

地籍調査に伴う調査・測量業務委託（山宮第二地区）

仕 様 書

平成 3 0 年 5 月

建設部地籍調査課

地籍調査に伴う調査・測量業務委託（山宮第二地区）仕様書

第1章 総則

第1条（適用範囲）

本仕様書は、甲府市が国土調査法に基づき実施する「地籍調査に伴う調査・測量業務委託（山宮第二地区）」に適用する。

第2条（作業規程）

本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書の他、次の関係法令等に基づくものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号、最終改正：平成25年法律第44号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号、最終改正：平成25年政令第184号）
- (3) 地籍調査作業規程準則
（昭和32年総理府令第71号、最終改正：平成25年国土交通省令第50号）
- (4) 地籍調査作業規程準則運用基準
（平成14年国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知、最終改正：平成29年国土籍第324号）
- (5) 地籍図の様式を定める省令
（昭和61年総理府令第54号、最終改正：平成22年国土交通省令第49号）
- (6) 地籍簿の様式を定める省令
（昭和53年総理府令第3号、最終改正：平成14年国土交通省令第12号）
- (7) 地籍調査事業工程管理及び検査規程
（平成14年国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知、最終改正：平成28年国土籍第119号）
- (8) 地籍調査事業工程管理及び検査規程細則
（平成14年国土国第598号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知、最終改正：平成28年国土籍第127号）
- (9) 地籍調査事業（外注）実施要領
（平成15年国土国第504号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知、最終改正：平成18年国土国第362号）
- (10) 甲府市地籍調査事業一筆地調査作業要領
- (11) 甲府市契約規則
- (12) その他関係法令及び通達

第3条（作業計画）

請負者（以下「乙」という。）は、本業務の実施にあたり、契約締結後10日以内に次の内容を記載した作業計画書を発注者（以下「甲」という。）に提出し、その承諾を得るものとする。

- (1) 作業内容
- (2) 実施方針

- (3) 作業工程
- (4) 作業組織計画
- (5) 成果品の品質を確保するための計画及び成果品提出一覧表
- (6) 準拠する図書及び基準
- (7) 使用機器の種類、名称及び性能（検定記録及び機械の写真を添付）
- (8) 個人情報保護に関する実施計画
- (9) 安全管理計画

第4条（現場代理人及び主任技術者）

乙は、現場代理人及び主任技術者を定め、契約の締結の日から5日以内に所定の様式により甲に通知しなければならない。

2 現場代理人及び主任技術者は、測量法（昭和24年法律第188号）第49条に基づき登録された測量士であることとする。

3 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることが出来る。

第5条（個人情報の保護）

乙は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱を適正に行わなければならない。

2 乙は、個人情報保護のため、JISQ15001の要求事項を実施できる体制を確立し、業務着手までに運用を開始すると共に、実施状況について甲の確認を受けること。

第6条（土地立入証）

乙は、本業務の実施にあたり、甲が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく土地立入証を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示しなければならない。

2 乙は、調査のため他人の土地に立入る場合は、あらかじめ当該土地所有者又は既住者にその旨を通知すること。

3 第1項の立入証は、乙の請求により甲が貸与し、乙は、業務終了後速やかに甲に返却するものとする。

第7条（補償）

本業務実施にあたり、乙が第三者に与えた損害は、乙の責任において補償するものとする。

第8条（工程管理及び検査）

乙は、作業計画書に基づき、作業工程の円滑な推進に努め、作業の進捗状況を随時甲に報告し、業務内容に変更が生じた場合には、速やかに甲と協議を行い指示に従うこと。

2 本業務中に作成する各種書類及び打合せ記録簿等は、甲の定める書式で作成し、業務の途中において実施する工程検査に備えるよう日常から整理すると共に、業務完了時には速やかに甲に提出し検査を受けることとする。

3 工程管理及び検査規程については、地籍調査事業工程管理及び検査規程を準用する。

第9条（保安全管理等）

乙は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項に十分留意し作業しなければならない。

- (1) 交通及び保安に係る作業については、あらかじめ関係諸官庁等と十分な協議を行い実施すること。
- (2) 業務従事者は、常に言動には十分注意し無益の摩擦や紛争を起こさないこと。
- (3) 本業務中事故が生じた場合は、所要の措置を講ずると共に事故の発生原因、経過及び事故による被害の内容について速やかに甲に報告すること。

第10条（業務カルテ）

乙は、測量調査設計業務実績サービス（テクリス）（一財；日本建設情報総合センター）に基づき業務カルテを作成し、甲の確認を受けた後にセンターに提出すると共に、センター発行の業務カルテ受領書の写しを甲に提出しなければならない。

- (1) 受注時登録データの提出期限は契約締結後7日以内とする。
- (2) 完了時登録データの提出期限は業務完了後7日以内とする。
- (3) 業務履行中に受注時登録データの内容に変更があった場合には、変更があった日から7日以内に変更登録すること。

第11条（成果品の帰属）

本業務における成果品は、すべて甲に帰属するものとし、乙は、甲の許可なく使用してはならない。

第12条（成果品のかし）

本業務の完了後、乙の過失又は粗漏による不良箇所が発見された場合は、甲が必要と認める修正、補正およびその他必要な作業を乙の負担で行うものとする。

第13条（疑義の解決）

本仕様書及び業務において疑義が生じた場合、又は明記されていない事項が生じた場合は甲乙協議の上業務を遂行するものとする。

第14条（協議及び承諾）

協議及び承諾は、次のとおりとする。

- (1) 協議・打合せに関する事項は全て作業打合せ簿によりその都度処理するものとし、了解、承諾を得る前に作業した場合は請負者の責任において行うこと。
- (2) 協議・打合せに関する事項は各班独自での対応は行わないこと。

第2章 業務概要

第15条（業務範囲）

本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 調査区域 甲府市山宮町の一部
- (2) 調査面積 0.41km²

第16条（測量方法及び精度等）

測量方法及び精度等は、次のとおりとする。

- (1) 測量方法 地上法

- (2) 精度 甲2
- (3) 縮尺 1/500

第17条（業務内容）

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 地籍図根三角測量（C工程）

- 1) 選点にあたっては、甲乙で事前に協議し、甲の承認を得るものとする。
- 2) 観測は現場の状況等を考慮し、トータルステーション等（光波測距儀を含む）、又はGNSS測量機等を用いる方法とするが、甲乙の協議により甲の承認を受けて実施すること。
- 3) 地籍図根三角点に設置する標識の杭種は、甲との協議の上決定し、標識の保存が確実である位置を選定すること。
- 4) 任意多角網による場合の厳密網平均計算プログラムについては、監督員の承認を得なければならない。
- 5) 新点の選点、路線及び観測の制限等の細部の内容については、地籍調査作業規程準則及び同運用基準に準拠し実施するものとする。
- 6) 当該調査地区に隣接又は近接する地籍調査済みで、設置済みの与点を利用する場合は、隣接、近接地区との整合性を図るものとする。

(2) 一筆地調査（E工程）

- 1) 乙が行う工程は、計画・地元説明会・関係機関等との調整・調査図素案等作成・現地調査の通知・現地調査・点検整理とし、関連資料収集等・不在者利害関係人の調査・代位登記の申請については、甲が行うことを原則とする。

2) 計画準備

- ①第3条で作成された作業計画に基づき作業進行予定表を作成すること。
- ②調査区域を3つの区域に分割し、あらかじめ単位区域の概略を現地にて調査すること。なお、区域の分割方法については、甲の指示に従うこと。

3) 地元説明会の開催

- ①乙は、甲の指示に従い土地所有者の信頼の確保と一筆調査の円滑な推進を図るため、一筆地調査前と調査後（仮閲覧）に調査区域内の土地所有者等を対象とした地元説明会を開催すること。
- ②説明会の回数、日程及び設営等は甲の指示に従うこと。
- ③説明会の開催案内文は甲が作成し、添付資料は、甲の指示に従い乙が作成し土地所有者等へ郵送すること。

4) 調査素図の作成

区域内の道水路、字界等について、和紙図などを参考に現地調査を実施し、筆界線、字界線等を入れた調査素図を作成すること。なお、表示項目等は、甲府市地籍調査事業一筆地調査作業要領（以下「作業要領」という。）及び準則によること。

5) 現地調査の通知

- ①乙は、調査素図等の作業完了後、甲が決定した一筆地調査時期に合わせて、調査区域内の土地所有者等に実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨を通知するものとする。
- ②通知文の鏡は甲が作成し、添付資料の作成及び土地所有者等への郵送は乙が行う。

6) 現地調査

- ①乙は、分割された2つの区域に対し各区域1班の2班体制で同時に調査を行い、各班に班長、副班長を各1名、助手2名を置き4名体制で作業にあたるものとする。なお、現場代理人は各班を統括し現場常駐とすること。
- ②班長は、測量法第49条に基づき登録された測量士の資格を有する者とし、副班長は、測量士又は測量士補の資格を有する者とする。
- ③班長と副班長の兼任、及び班長又は副班長と他班の班長又は副班長との兼任、並びに班長又は副班長と現場代理人又は主任技術者との兼任は不可とする。
- ④現地調査の実施方法等については、作業要領及び準則によることその他、甲の指示に従うこと。
- ⑤境界立会により筆界が決定しない場合はその旨を土地所有者等に通告すること。また再立会がある場合は速やかに対応するとともに、甲の指示に従うこと。
- ⑥再立会は、一筆地調査と平行若しくは一筆地調査終了後速やかに対応することとし、一筆地調査時の班長又は副班長が責任を持って作業を行うこと。

(3) 地籍細部測量 (F I 工程)

- 1) 乙が行う工程は、計画・細部図根測量・データ整理とする。
- 2) 測量の基礎とする点、位置及び方向角の表示等については、準則によること。

(4) 一筆地測量 (F II-1 工程)

- 1) 乙が行う工程は、計画、一筆地測量、データ整理とする。
- 2) 地籍図(案)は仮閲覧等の方法で、土地所有者の確認を得ること。
- 3) 未測量筆界点については、仮閲覧までに乙の責任において測量すること。
- 4) 再測量は、甲の指示に従い速やかに行うこと。

第3章 記録及び成果

第18条 (成果品)

作業の記録及び成果は、作業要領及び準則の規定に基づき整理し、甲の指示に従い提出すること。

2 成果品の数値情報については、「数値地籍情報の記録形式等について」(平成14年国土国第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知、最終改正:平成24年国土籍第553号)で定める形式又は、甲が所有する「土地情報総合システム」にインポートできる記録形式とする。

第4章 その他

第19条（その他事項）

本業務委託については、法務局への登記完了まで責任を持って対応すること。